

宿泊・利用約款

(提要範囲)

第1条 松崎町営宿泊施設「伊豆まつぎ荘」(以下「伊豆まつぎ荘」という。)の締結する宿泊・利用契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 伊豆まつぎ荘が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊・利用契約の申込み)

第2条 伊豆まつぎ荘に宿泊・利用契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を伊豆まつぎ荘にお申し出いただきます。

(1) 宿泊・利用者名

(2) 宿泊・利用日及び到着・利用予定時刻

(3) 宿泊・利用料金(原則として別表第1、別表第2及び別表第3による。)

(4) その他伊豆まつぎ荘が必要と認める事項

2 宿泊者より、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続申し入れがあった場合、伊豆まつぎ荘はその申し入れのあった時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊・利用契約の成立等)

第3条 宿泊・利用契約は、伊豆まつぎ荘が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、伊豆まつぎ荘が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、伊豆まつぎ荘が定める予約金(1人1泊につき1,000円)を、伊豆まつぎ荘が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 予約金はまず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金のうち、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金のお支払いの際に返還します。

4 第2項の予約金を同項の規定により伊豆まつぎ荘が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、予約金の支払期日を指定するにあたり、伊豆まつぎ荘がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(予約金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、伊豆まつぎ荘は、契約の成立後同項の予約金のお支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、伊豆まつぎ荘が前条第2項の予約金の支払いを求めなかった場合及び当該予約金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊・利用契約締結の拒否)

第5条 伊豆まつぎ荘は、次に掲げる場合において、宿泊・利用契約の締結をお断りすることがあります。

(1) 宿泊・利用の申し込みが、この約款によらないものであるとき。

(2) 満室(員)により客室等に余裕がないとき。

(3) 宿泊・利用しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊・利用しようとする者が、他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になると認められるとき。

(5) 宿泊・利用しようとする者が、松崎町内及び沿岸において松崎町海水浴場に関する条例(平成10年松崎町条例第17号)に反する行為をし、若しくはそのおそれがあるとき。

(6) 宿泊・利用しようとする者が、松崎町内及び沿岸において水上バイクを利用しようとするとき。

(7) 宿泊・利用しようとする者が、大浴場へ入浴しようとする場合、入れ墨、タトゥー(シール貼りを含む。)をしているとき。

(8) 宿泊・利用に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由があるとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、伊豆まつぎ荘の管理上支障があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、伊豆まつぎ荘を利用することができません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団関係者及びその他反社会的勢力

(2) 暴力団員を同伴し、又は紹介して伊豆まつぎ荘を宿泊・利用させた者

(3) 伊豆まつぎ荘の宿泊・利用の許可をした後、宿泊・利用の予約をした者又は宿泊・利用者が暴力団員、暴力団関係者及びその他反社会的勢力と判明した場合の当該宿泊・利用者

(宿泊・利用者の契約解除権)

第6条 宿泊・利用者は、伊豆まつぎ荘に申し出て、宿泊・利用契約を解除することができます。

2 伊豆まつぎ荘は、宿泊・利用者がその責めに帰すべき事由により宿泊・利用契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により伊豆まつぎ荘が予約金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第4及び別表第5に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、伊豆まつぎ荘が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊・利用者が宿泊・利用契約を解除したときの違約金支払義務について、伊豆まつぎ荘が宿泊・利用者に告知したときに限ります。

3 伊豆まつぎ荘は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

(伊豆まつぎ荘の契約解除権)

第7条 伊豆まつぎ荘は、次に掲げる場合においては、宿泊・利用契約を解除することがあります。

(1) この宿泊・利用約款の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により宿泊・利用の許可を受けたとき。

(3) 第5条第1項各号に該当すると認められたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、伊豆まつぎ荘が管理上特に支障があると認めるとき。

(5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他伊豆まつぎ荘が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2 伊豆まつぎ荘が前項の規定に基づいて宿泊・利用契約を解除したときは、宿泊・利用者がいまだ提供を受けていない宿泊・利用サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、伊豆まつぎ荘のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊者の氏名、性別、年齢、住所、職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他伊豆まつぎ荘が必要と認める事項

2 宿泊・利用者が第12条の料金の支払いを、伊豆まつぎ荘が認めた宿泊・利用券、クーポン券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、フロントにそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊者が伊豆まつぎ荘の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊・利用者は、伊豆まつぎ荘内においては、伊豆まつぎ荘が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 伊豆まつぎ荘の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のご案内等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限 午後11時

ロ フロントサービス 午前7時00分～午後10時00分

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝食 午前7時30分～午前9時00分

ロ 夕食 午後6時00分～午後8時00分

(3) 付帯サービス施設時間

イ 男女別温泉大浴場 午後3時00分～翌朝午前9時00分

ロ 家族風呂(有料) 午後3時00分～午後10時00分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊・利用者が支払うべき宿泊・利用料金等の内訳は、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるところによります。

2 前項の宿泊・利用料金等の支払いは、通貨又は伊豆まつぎ荘が認めた宿泊・利用券、クーポン券、クレジットカード等により、宿泊者の出発の際又は伊豆まつぎ荘が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 伊豆まつぎ荘が宿泊・利用者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊・利用者が任意に宿泊・利用しなかった場合においても、利用料金は申し受けません。

(伊豆まつぎ荘の責任)

第13条 伊豆まつぎ荘は、宿泊・利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊・利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが伊豆まつぎ荘の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 伊豆まつぎ荘は、消防機関から認定マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、損害賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 伊豆まつぎ荘は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 伊豆まつぎ荘は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、伊豆まつぎ荘の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊・利用者の手荷物又は携帯品の保管)

第15条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って伊豆まつぎ荘に到着した場合は、その到着前に伊豆まつぎ荘が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊・利用者がチェックアウトしたのち、宿泊・利用者の手荷物又は携帯品が伊豆まつぎ荘に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、伊豆まつぎ荘は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊・利用者が伊豆まつぎ荘の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、伊豆まつぎ荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、伊豆まつぎ荘の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊・利用者の責任)

第17条 宿泊・利用者の故意又は過失により伊豆まつぎ荘が損害を被ったときは、当該宿泊・利用者は伊豆まつぎ荘に対し、その損害を賠償していただきます。

2 宿泊・利用者はお互い快適に過ごしていただくため次に掲げる事項を順守していただきます。

- (1) 飲酒酩酊して他の宿泊・利用者に迷惑をかけること。
- (2) 大浴場入浴の際は最低限のルールを守り他の宿泊・利用者に迷惑をかけること。
- (3) 過度の大声、振動、騒音は控えること。
- (4) 食中毒防止のため外部からの飲食物を持ち込まないこと。

(約款の取扱い法令)

第18条 本約款に関する取り扱いは、日本国内にて有効な法律に従います。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

宿泊料金	基本宿泊料(室料+朝・夕食料)
追加料金	追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金
税金	イ 消費税 ロ 入湯税

備考 1 基本宿泊料は、ホームページ等に掲示する料金表によります。

2 基本宿泊料とは、原則として1泊2食付料金(室料+朝・夕食料)とし、室料及び食事は、それぞれの料金ランクから選択した料金を組み合わせた料金とします。

3 子供料金は小学生とし、幼児料金は3才以上、3才未満は実費となります。

別表第2 入浴休憩料金(第2条第1項及び第12条第1項関係)

大人	1,000円
小人	500円

備考 利用時間は、午後2時から午後5時までとなります。

別表第3 施設利用料金(第2条第1項及び第12条第1項関係)

会議室	1時間につき	2,160円
広間	1室(20畳)1時間につき	1,620円
レストラン	1時間につき	3,240円
客室	1時間につき	1,080円

別表第4 違約金(宿泊料金)(第6条第2項関係)

不泊	当日	前日から7日前
1,000円及び夕食料	1,000円及び夕食料	1,000円

備考 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

別表第5 違約金(食事料金)(第6条第2項関係)

当日	前日
全額	半額